

入札保証金説明書

1. 入札保証金の額

沖縄県財務規則第 100 条の規定により見積る契約金額の 100 分の 5 以上とします

※見積もる契約金額とは入札金額に消費税額を加算した金額です。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出、又は入札保証金納入済であることを証する書類を沖縄県消防学校に提示しなければなりません。

2. 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付します。

(所定の様式を配布しますので、記入して提出してください。)

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

また、地方自治法第 234 条第 4 項により、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、沖縄県に帰属するものとします。

3. 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

免除に該当するか確認をしますので令和 7 年 12 月 16 日 (火) までに消防学校へ提出してください。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した者。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出した者。

→ 別添の「地方公共団体等契約実績」(契約書写添付)

※契約の相手方、契約日、契約期間、金額が確認できるページ。

4. 入札保証金を現金で納付する場合

別紙の債権・債務者登録申出書及び入札保証金納付書発行依頼書(様式第 3 号)に必要事項を記入し、消防学校へ提出して下さい。→令和 7 年 12 月 16 日 (火) 登録票及び依頼書の提出期限

提出された債権・債務者登録申出書に基づいて、納付書を作成するので、沖縄県消防学校から連絡がありましたら、納付書を受領し、下記納付場所にて納付して下さい。

入札保証金の納付を確認する必要があるので、領収書を消防学校に提示して下さい **(FAX 可)**

→ **令和 7 年 12 月 19 日 (金) 納付期限**

納付場所：琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 沖縄県労働金庫
農業協同組合（沖縄県内） 指定されたみずほ銀行

5. 入札保証金の還付方法

落札者とならなかった者は、入札保証金還付請求書を消防学校へ提出すること。